

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2021年2月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 | 事業譲渡と破産



2 | 破産管財人による隠匿資産の調査



事業譲渡と破産

村上 寛
Hiroshi Murakami

PROFILEはこちら

第1 事業譲渡に伴い破産を選択する場合

1 現在の経済状況

昨今のコロナ禍を原因とする経済の停滞により、急激に経営状況が悪化する中小企業が増加しています。事業再生の手段としては、中小企業再生支援協議会等を利用した任意整理、民事再生手続を利用した再建型法的整理をまず検討しますが、①既存の商取引債務を引き継ぐことを前提とした場合はスポンサー選定が困難である、②スポンサーに対する事業譲渡までの資金繰りが続かない、③公租公課の滞納等の理由により民事再生手続で要求されている清算価値以上の弁済の見込みがない、④債権者において合意可能な再建案を債務者が提示しないといった事情から、再建型の任意整理・法的整理を進めることができないという企業が増加しています。

2 破産手続を利用した事業譲渡

再建型の任意整理・法的整理が困難な企業であっても、スポンサーにおいて事業を継続できるのであれば、事業廃止により取引先、従業員その他のステークホルダーに与える影響を軽減できるという社会的な意義があり、合理的な対価で事業譲渡を受けられるのであれば、スポンサーにも経済的なメリットがあるといえます。

破産手続開始申立前に事業譲渡を実行する場合、債務者が事業譲渡の対価を取得することになりますが、債務者は、これらを破産申立までの運転資金ないし破産申立費用に充当することにより、破産手続による公正・公平な弁済ができるというメリットがあります。

他方、破産手続開始申立後（ないし破産手続開始決定）後に事業譲渡を実行する場合、一般的には、破産により個別の

資産を売却するよりも、「事業」としてスポンサーに譲渡した方が債務者の取得する対価は増加するので、破産手続における配当率を増加させるというメリットが生じます。

なお、特殊な事例としては、患者保護・医療インフラ確保といった社会的・公共的な観点から、再建型の法的整理が不可能な経営状況の医療法人について債権者が破産・保全管理命令を申し立て、破産管財人が医療法人の営業を他の医療法人に譲渡するという事例も散見されます。

以上のメリットを踏まえたうえで、破産手続開始申立の前後に事業譲渡を行う場合の注意点等について説明します。

第2 破産手続開始申立前の事業譲渡

1 事業譲渡の必要性

破産手続開始申立前の事業譲渡は、「破産申立」による事業価値の棄損回避を主な目的として実行されることが多く、事業譲渡の対価については、債務者の運転資金・破産手続費用に使用されるのが通常です。

他方、破産開始決定後に破産管財人から事業譲渡を否認される可能性があるため、事業譲渡の必要性・相当性、金融債権者、破産申立予定の裁判所、スポンサー候補者その他の利害関係人に対する説明その他の調整も十分に検討しておく必要があります。

2 事業譲渡の否認について

(1) 「事業譲渡」該当性

事業譲渡の目的である「事業」は、一定の目的のために組織され、有機的の一体として機能する財産と定義されています。したがって、契約書では資産譲渡その他事業譲渡以外の形式になっても、実質的「事業」譲渡である場合には事業譲渡と

して否認の対象となります。事業譲渡に該当するかの判断はケースバイケースであり、例えば、事業譲渡契約がなく、相手方が「取引先紹介」と主張しているケースで事業譲渡を認めた事例(大阪高裁平成30年12月10日判決)、「従業員移籍+在庫売却」が行われたことを認定したうえで事業譲渡が認められなかった事例(東京高裁令和元年9月19日判決)があります。

(2) 事業譲渡否認の要件

事業譲渡の場合、譲渡の目的となる「事業」に対して対価が支払われるので、詐害行為否認(破産法161条1項)に該当するかが問題となりますが、東京高裁平成25年12月5日判決では、同条項の「その他の破産債権者を害する処分」とは、当該処分により破産者の責任財産が「隠匿、無償の供与」に準じて事実上又は法律上減少するものに限られると判示しています。

なお、事業譲渡について対価が交付されていない場合(上記の大阪高裁平成30年12月10日判決のような事例)では、無償否認(破産法160条3項)が問題となり、支払停止又は破産手続開始申立前6か月以内にした事業譲渡が否認の対象となります。

(3) 価格償還の対象及び算定基準

事業譲渡においては、事業に使用される資産に加えて実行時点における事業に係る取引債務を譲渡対象とすることが通常ですが、取引債務を引き受けた場合であっても、価格償還の範囲は譲渡資産価額がベースになるとされています(大阪高裁平成30年12月10日判決参照。なお、濫用的会社分割に関する会社法759条4項、764条4項では、吸収分割承継会社及び新設分割設立会社が引き受けた債務の有無・金額にかかわらず、承継した財産の価額を限度として吸収分割会社及び新設分割会社の債権者に対して履行の請求ができると定めています。)

なお、価格償還の基準時は否認権行使時とされていますが

(大阪高裁平成30年12月10日判決)、事業譲渡の譲受人の事業遂行により事業価値が増加ないし減少した場合の償還額については事案ごとの判断になると思われます(山本和彦・否認権に関するいくつかの解釈問題-大阪高判30.12.20を手掛りとして-金融法務事情2115号38頁参照)。

3 利害関係人との調整

上記のとおり、破産手続開始申立前に事業譲渡を実行する場合、破産管財人による否認のリスクがあるので、否認の要件に該当しない条件で事業譲渡を実行することは当然ですが、金融債権者に対して全体のスキームについて事前の説明をするなどして利害関係人から十分な理解を得ることが必要です。破産手続開始申立前、裁判所、破産管財人候補者に対する事前相談を行うことができれば、事業譲渡実行及びその後の手続をより円滑にする進めることが可能です。

第3 破産手続開始申立後の事業譲渡

1 民事再生手続における事業譲渡との比較

民事再生手続の場合、破産手続上、東京地裁では、再生計画に基づく弁済率が配当を上回ること(清算価値保障原則)が必要ですが(民事再生法174条2項4号)、破産手続における事業譲渡ではそのような要件は必要ありません。

また、東京地裁では、清算価値保障原則が充足されていることを明らかにするために、原則として、事業譲渡許可申立前までに財産評定を終了し、監督委員の確認を得ていることを求めており(館内比佐氏ほか・民事再生の運用指針294頁)、事業譲渡実行まで2、3か月程度かかるのが通常ですが、破産手続における事業譲渡許可(破産法78条2項3号)はこれよりも早く発令できるメリットがあります。

東京地裁では、破産手続開始申立後破産手続開始決定まで1週間前後であり、事前相談がある場合、申立日に開始決定が発令されることもありますので、破産手続開始決定後比較的早い段階で裁判所の事業譲渡許可を取得することが可

能です。ただし、諸般の事情により、破産手続開始決定から事業譲渡許可ないし実行までに時間がかかる場合、裁判所から事業継続許可（破産法36条）を取得する必要があります。

2 事業譲渡の対価

破産手続開始決定後であっても、必要性・相当性のない事業譲渡は許可されないのは当然ですが、破産手続開始決定により債務者の事業価値は棄損しているため、破産管財人は、複数のスポンサー候補がいるなどの特殊な事情がない限り、事業譲渡の対価は清算価値を基準として協議することが通常です。

なお、語学学校、スポーツクラブといった消費者向けの事業の場合、消費者の年会費その他の前払金の支払により発生した、本来破産債権となる破産手続開始決定後の役務提供履行請求権の取り扱いが問題になりますが、消費者保護の観点から、スポンサーが事業譲渡後に無償又は割引価格での役務提供を約束するといった事例もあります。

3 保全管理命令による資産保全

債務者が事業再生に協力しない場合、債権者が破産申立をすることがありますが、債権者破産申立の場合、債務者審尋期日を指定しなければならず、債権者の債権の存在及び破産手続開始原因について債務者が争う場合、債権者が破産申立から破産手続開始決定まである程度の期間がかかるので、破産手続開始決定までの資産保全のために債権者が保全管理命令を申し立てることがあります。特に、債務者が医療法人又は社会福祉法人である場合、入院患者ないし入所者に対する不利益を最小限にしたいうえで、これらの施設を運営できる法人に譲渡するという公共目的のために、保全管理人による速やかな施設管理が必要となります。

医療法人又は社会福祉法人がこのような施設における事業譲渡を受ける場合、破産手続開始決定後であれば破産管財人、破産手続開始決定前であれば保全管理人（なお、保全管理人は裁判所の許可を得て事業譲渡を実行することができます（破産法78条2項、93条1項）が事業譲渡契約の当事者となります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

破産管財人による隠匿資産の調査

辻田 俊幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら



第1 破産管財人の職務と権限

債務者に破産手続が開始されると、裁判所から破産管財人が選任されます。破産管財人は、破産財団の管理処分権を有しますが、こうした破産財団の管理・処分的前提として、破産管財人は破産者の資産がどこにどのような状態であるかを調査します。破産管財人には破産者の資産調査のために破産法上、様々な権限が認められており、破産手続前に債権者が発見できなかった財産にも破産管財人であればアプローチでき、隠匿資産が発見されることもあります。

本稿では、破産管財人による資産調査の方法・内容を実務的な観点を踏まえて説明し、とりわけ資産の隠匿等が疑われる債務者を抱える金融機関・取引債権者等の方に対して、破産手続によって破産者のどのような財産情報がオープンになり得るかを解説します。

第2 破産者の資産の調査

1 資産調査に関する破産管財人の権限等

破産管財人は、破産財団に属する財産の適切な管理・換価を行い、配当原資が形成されれば配当を実施することを職務とします。このような職務を全うするために、破産管財人には破産者の資産を調査するための権限が与えられています。具体的には、

- ① 破産財団の管理処分権の専属(破産法78条1項)
- ② 破産者宛郵便物の回送嘱託・開披権(同法81条、82条)
- ③ 破産者や関係者への説明請求権・帳簿等の検査権(同法83条)

などが挙げられます。上記②については、破産管財人には破産者宛の郵便物が通常全て転送されることになり、破産管財

人は破産者の了承を得ることなく転送郵便物の中身を確認することができます。そのため、例えば、銀行・証券会社、保険会社、不動産管理会社等からの郵便物や固定資産税・都市計画税、自動車税の納付書等が破産管財人に届くことにより、これらに紐づく財産の存在が判明することがあります。また、上記③については、破産管財人は、破産者やその関係者(役員や従業員、破産者の子会社等)に対して、破産手続に関して必要な説明を求めることができ、破産財団に関する帳簿、書類、その他の物件(税務申告書、株主総会・取締役会議事録、契約書等)を占有する者に対してそれらの検査を求めることができます。これらにより破産者やその関係者からのヒアリングや、帳簿等の客観的な資料を通じた情報の収集が可能になります。

また、破産者には説明義務(同法40条)や重要財産開示義務(同法41条)が課され、その違反は免責不許可事由(同法252条1項1号、6号、8号等)や、罰則(同法268条、269条)の対象とされており、その実効性が確保されています。破産管財人としては、こうした義務の存在やその違反の問題の深刻さを十分に理解させた上で、破産者等に必要な説明や財産開示を求めます。

2 資産調査の方法

(1) 総論(資産発見の端緒となる資料)

破産管財人は、破産申立書に添付されている財産目録や破産者からの説明を中心に資産の調査を始めますが、破産者が財産の存在を失念して記載・説明が漏れている場合や、破産者が故意に財産隠しをしている場合には、破産申立書等のみからは判明しない財産もあります。特に債権者申立てによる破産手続の場合、破産者本人の意に沿わず破産

手続が開始されたとして破産者からの積極的な情報開示を期待できないことが通常です。破産申立書や破産者の説明のみからは判明しない財産は、破産者の決算書類(特に勘定科目内訳明細書)、確定申告書、預貯金口座の入出金履歴、上記の転送郵便物や、関係者からの情報提供等が発見の端緒になります。貸借対照表・勘定科目内訳明細書については過去数期分を比較することで、資産・負債の変動が分かり、特に数字に大きな動きがある部分から、特定財産の不当な処分・隠匿、偏頗弁済の可能性を見出すことができるため、かかる比較は決算書類を確認する際の重要な視点の一つです。預貯金口座の入出金履歴については、破産者の契約関係や所有資産に係る支出・収入、偏頗弁済の可能性等、破産者における金銭の流れを物語る数多くの情報を得ることができます。

(2) 現預金(貸金庫を含む)

破産管財人は、破産者が申告していない破産者名義の預貯金口座がないかを調査します。特に破産者から通常存在する可能性が高い預貯金口座(例えば、給料や年金の振込口座、破産者が手形・小切手を振り出している場合の当座預金口座、破産者の借入先である金融機関の預金口座、他の預貯金口座の履歴から確認できる破産者名義の口座等)の説明がないときは、破産者やその関係者に説明を求めたり(破産法83条、40条)、金融機関に対して照会(方法としては、裁判所による調査嘱託の申立て(同法13条、民事訴訟法186条)等が考えられます。)をしたりします。

また、破産者が契約している貸金庫の中に財産が存在することもあるため、当該契約の有無を上記の調査嘱託等を利用して調査することもあります。

(3) 有価証券(株式等)

有価証券(株式等)については、帳簿の記載や、証券会社等からの郵便物、預貯金口座への配当金の入金記録のほか、

破産管財人の権限に基づき証券会社等に照会をすることにより判明することがあります。特に上場株式については、証券保管振替機構への開示請求を通じて判明した口座管理機関(証券会社、信託銀行等)に破産者が有する株式の銘柄・保有数を照会することも考えられます。

(4) 保険

保険(解約返戻金等)については、保険会社からの郵便物や預貯金口座の記録(保険料の引落とし、保険金の入金)のほか、破産管財人の権限に基づき保険会社に照会をすることにより判明することがあります。

(5) 不動産

不動産については、帳簿の記載や、固定資産税・都市計画法の納付書のほか、個人所有の不動産であれば破産者の住所地等の活動拠点がある市区町村から名寄帳(その者が所有する当該市区町村内に所在する土地・建物をまとめた一覧表)を取得することで判明することがあります。

第3 資産が発見された場合

上記のような調査の結果、破産者の資産が発見された場合、破産管財人は速やかに管理・換価に着手します。

破産手続が開始されると、各債権者による個別的な権利行使(強制執行等)は禁止され、破産手続外で債権者が弁済を受けることはできなくなるため(破産法100条1項)、破産管財人によって発見された資産の換価金は、破産法の定める優先順位に従って債権者に公平に支払われることになります。

第4 資産調査と否認権・役員に対する責任追及

資産調査の結果、破産手続前の破産者の財産の変動が判明し、否認(破産法160条以下)や役員責任追及(会社法423条、破産法178条参照)の対象になる問題行為が発見されることがあります。こうした場合、破産管財人が、かかる問題行

為に対しても適切に権限を行使して、破産財団への回復・回収を図ることで、破産財団の増加につながることもあります。

第5 資産調査と免責

個人破産の場合、裁判所は破産者の免責不許可事由(破産法252条1項各号)の有無を判断しますが、破産管財人による資産調査の過程で、財産の隠匿(同項1号)、浪費(同項4号)、帳簿等の隠滅(同項6号)、説明義務違反(同項8号)といった免責不許可事由が明らかになることがあります。こうした場合、破産管財人は裁判所に報告し、その結果、破産者の債務の免責が認められないことも実際にあります。

第6 おわりに

上記のとおり、破産管財人は、破産法上の権限に基づき様々な工夫を施しながら破産者の資産調査を行います。簿外資産や在外資産等を全て発見することは現実には困難であり、破産管財人の調査にも一定の限界があることは事実ですが、資産の内容・所在が不透明な債務者に対して破産管財人による資産調査のメスが入ることで財産情報が明らかになることもあります。本稿が、「資産をどこかに隠しているのではないか？」との疑念を抱かせる債務者の金融機関・取引債権者等にとって、破産管財人が有する資産調査の権限及びその役割のご理解の一助になれば幸いです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】